

事務連絡
平成28年7月12日

各都道府県消防防災主管課 } 御中
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消防庁予防課

屋外における催し等に係る市町村条例の改正状況調査の結果について

先般、「屋外における催しに係る市町村条例の改正状況調査について」（平成27年10月21日付け消防予第443号）によりお願いしました調査につきまして、お忙しい中ご協力いただきありがとうございました。調査の結果を別紙のとおりとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

<連絡先>
消防庁予防課予防係
担当：齋藤・鎌倉
電話：03-5253-7523

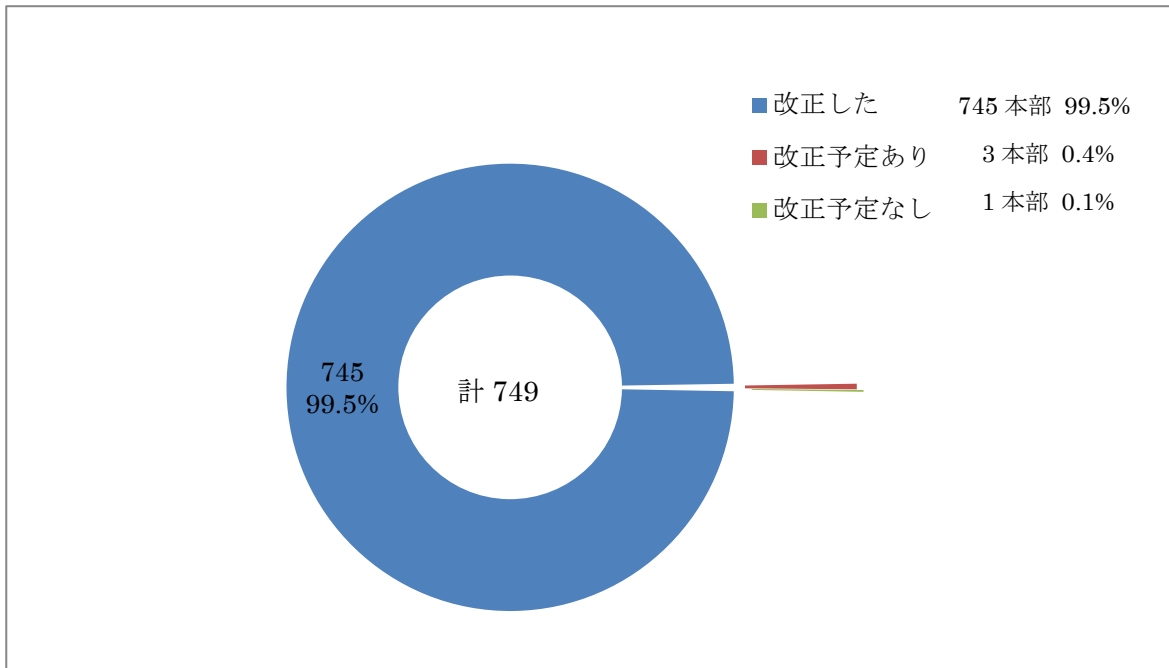
屋外における催し等に係る市町村条例の改正状況調査について（結果）

平成27年10月1日現在

【問1】

火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準に関する事項について

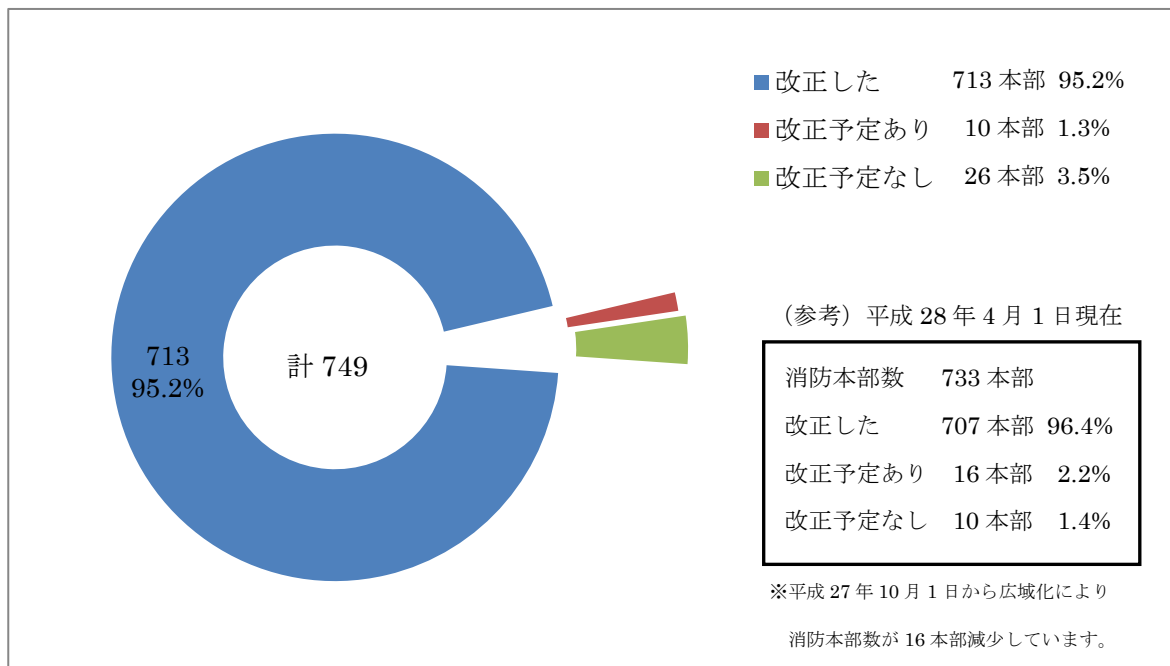
改正状況



【問2】

屋外催しに係る防火管理に関する事項について

改正状況



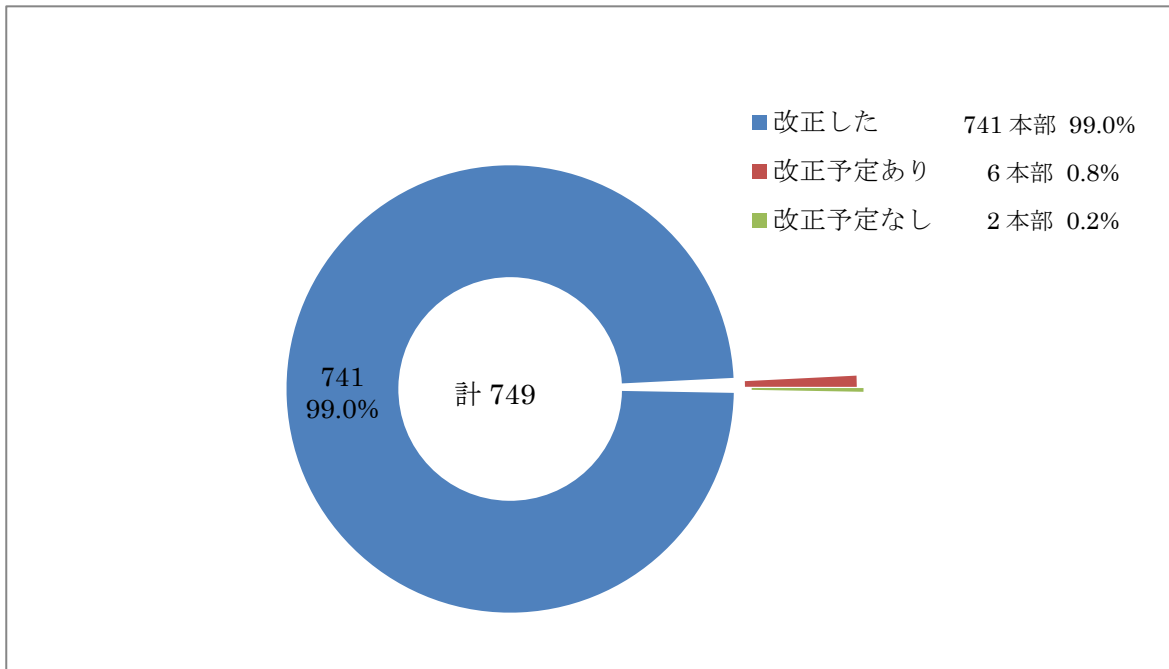
(地域の実情に応じて運用通知と異なる指定要件を定めた主な事例)

指定要件
<ul style="list-style-type: none">・集客数が5万人を超えると見込まれる花火大会・露店等の数が50店舗を超える規模の催しとして計画されている催し・1日の集客数が10万人を超える催し
<ul style="list-style-type: none">・開催期間中の総人出数が2万人を超えると見込まれる催し・総店舗数が50店舗を超えると見込まれる催し
<ul style="list-style-type: none">・集客数3万人以上又は、出店数50店舗以上で対象火気器具等を使用する露店があるもの・狭隘で避難が容易にできず、消防隊の進入が困難であり、延焼拡大の恐れがある場所
<ul style="list-style-type: none">・公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催される催しのうち、主催する者が出店を認める露店等の数が40店舗を超えるもの
<ul style="list-style-type: none">・30店舗以上の露店等の開設・人出予想が約5千人以上
<ul style="list-style-type: none">・露店等が20店舗以上・来場者数が1万人以上の見込み・公園、河川敷、道路その他の交通規制、臨時駐車場の設置等が必要な場所で行われるもの
<ul style="list-style-type: none">・露店数が10店舗を超える規模・瞬間滞在人出予想2万人かつ雑踏率を考慮(群衆密度6以上=群衆人員÷群衆の専有面積)
<ul style="list-style-type: none">・対象火気器具等を使用する露店が100以上
<ul style="list-style-type: none">・大規模な屋外催しが可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催し・主催する者が出店を認める露店等(対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するものをいう。)の数が70店舗以上の催しとして計画している催し
<ul style="list-style-type: none">・火気使用店舗50店舗以上の露店等の開設
<ul style="list-style-type: none">・公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであること・催しを主催する者が出店を認める露店等(対象火気器具等を使用し、又は危険物を取扱う露店、屋台その他これらに類するものをいう。)が、おおむね20店舗を超える規模の催しであること
<ul style="list-style-type: none">・指定区域(喫煙、たき火等が制限される区域)を有する文化財社寺等の敷地内で、露店等の数がおおむね50以上の規模

【問3】

火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項について

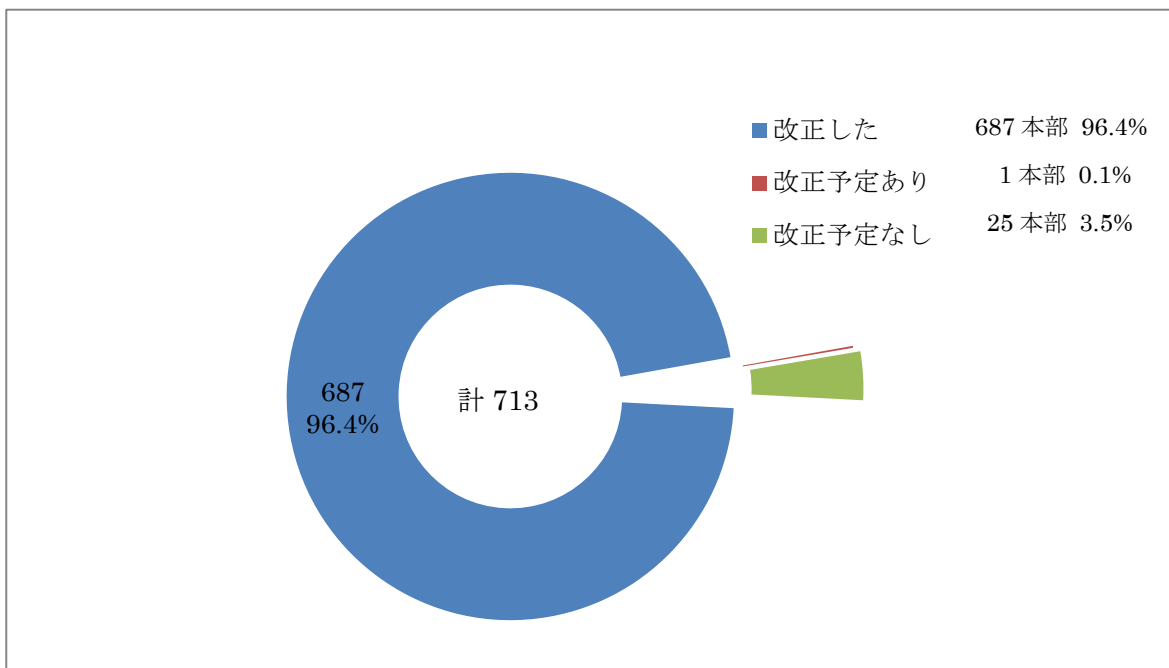
改正状況



【問4】

罰則に関する事項について

改正状況（〔問2〕屋外催しに係る防火管理に関する条例改正がされていない消防本部を除く。）



火災予防条例を改正する際に工夫した点や苦慮した点について

1 催しの範囲に関すること

- ・「多数の者の集合する催し」の基準について苦慮したことから、当本部では小規模な地区のお祭り等も含むこととした。

2 主催者に関すること

- ・「屋外催しを主催する者」以外で、「露点等の開設に関係を有する者」に対しても防火管理を義務づけた
- ・屋外催しに複数の団体が関与していたため、主催者の範囲を拡大した

3 指定要件に関すること

- ・屋外催しの指定に関して、祭り全体としては大規模なものもあるが、露店の連続性や災害時の避難経路有無を考慮し、一会場毎に算定することとした点。
- ・初詣などにおいて、露店商組合などが出店する露店についても、主催者が認めたものとして取扱うよう交渉することに苦慮した。
- ・人出予想及び露店等の数が要件に満たない場合でも、指定できるように要件を定めた。

4 運用に関すること

- ・露店の開設届けについて、主催者が露店等の出店を運営管理している場合及びいわゆる街商組合などが露店等の出店を統括している場合等は、それらの代表者により一の届出をすることができる運用とした。
- ・露店等の開設届出書の提出について自治会単位の催しを含めた。
- ・露店開設者にチェックシートを配布し、自主チェックを実施してもらい、それを回収することで実効性を担保した。
- ・指定催し以外でも、露店等開設講習テキストを活用して事前講習を実施している。
- ・内規により、現地確認等を実施しているが、届出数が多いことから、現地確認等を実施する催しの基準について定めた。
- ・火災予防の観点上、概ね10店舗以上の露店数の出店が見込まれる場合に、露店査察を実施している。(要綱等なし)
- ・出店露店数が100店舗を超える屋外催しの場合は、事前に主催者をはじめ関係者に会議等で、防火管理等の指導及び露天商管理組合に火気器具の取り扱い等の指導を実施。
- ・届出日に余裕を持たせ、届出時に消火器の準備や火気の周囲環境等の指導をしやすくした。